

低入札価格調査制度の一部改正について

建設工事の入札において、低入札価格調査制度を実施していますが、より一層の品質確保や建設工事に従事する者の適切な賃金水準の確保を図るため、調査基準価格及び失格基準の引き上げを行いましたのでお知らせします。

1 調査基準価格について

調査基準価格は次により算出した額の合計額とします。

- (1) 直接工事費 97% … 変更点
- (2) 共通仮設費 90%
- (3) 現場管理費 95%
- (4) 一般管理費 65%

※工事の性質上、上記により難しい場合については、95%(上限)から75%(下限)の範囲内で設定します。

2 失格基準について (H29.4からの変更なし)

調査基準価格を下回る入札があり、入札者が提出する積算内訳書が下記のいずれかに該当する場合、契約の内容に適合した履行がされないと判断し、当該入札者を失格とします。下記のいずれにも該当しない場合は、実質的な調査に移行します。

- (1) 直接工事費 75%
- (2) 共通仮設費 75%
- (3) 現場管理費 75%
- (4) 一般管理費 50%

3 低入札価格調査時の留意点

積算内訳書の調査を行う場合において、低入札価格調査制度を厳格に運用するため、積算根拠を証する書類の提示を求めます。

また、調査に応じない場合は失格とします。

4 適用

平成30年4月1日以降に公告又は指名する入札